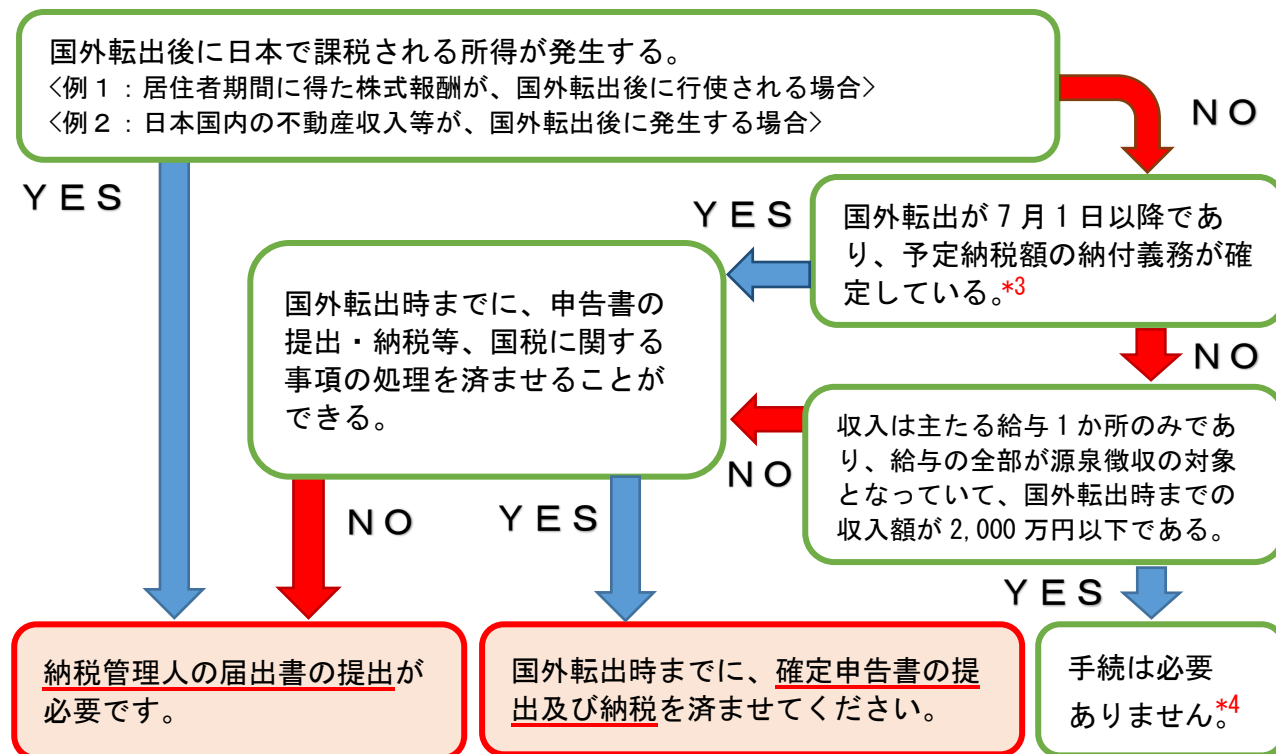


《給与所得者の方で国外転出を予定されている方へ》^{*1}

◎ 給与所得者が国外転出する時までに必要な手続

確定申告をする必要のある給与所得者が、納税管理人の届出書の提出をせずに国外転出する際は、国外転出する時までに確定申告書の提出及び納税を完了させる必要があります。^{*2}

《居住者である給与所得者の国外転出時の手続フロー》



※このフロー図はよくあるケースを扱ったもので、非居住者の方の国外転出をはじめ全てのケースを網羅するものではありません。

◎ **所得税及び復興特別所得税の
確定申告書の提出や納税をしないで国外転出した場合**

納税管理人の届出書の提出をせず、国外転出する時までに確定申告書の提出及び納税をしなかった場合は、納付すべき本税の額に応じ加算税及び延滞税がかかる場合があります。

なお、滞納となった場合は、国外転出先において日本の税務当局及び国外転出先の税務当局から納税催告・勤務先等への調査・滞納処分を受けることがあります。

注意！



- 国外転出する前年の所得税の申告納税額が 15 万円（予定納税基準額）以上の場合には、国外転出する年の収入の有無にかかわらず、その年の 6 月 30 日経過時に予定納税が成立・確定します。^{*5}
- 予定納税義務者の方で、納税管理人の届出書の提出がなく、予定納税の滞納の発生に気付かないまま国外転出されるケースが発生しています。
- 詳しくは裏面（予定納税と国外転出《**滞納発生にご注意ください**》）をご参照下さい。

*1 国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。

*2 国外転出時の年末調整によって手続が完了する方を除きます。

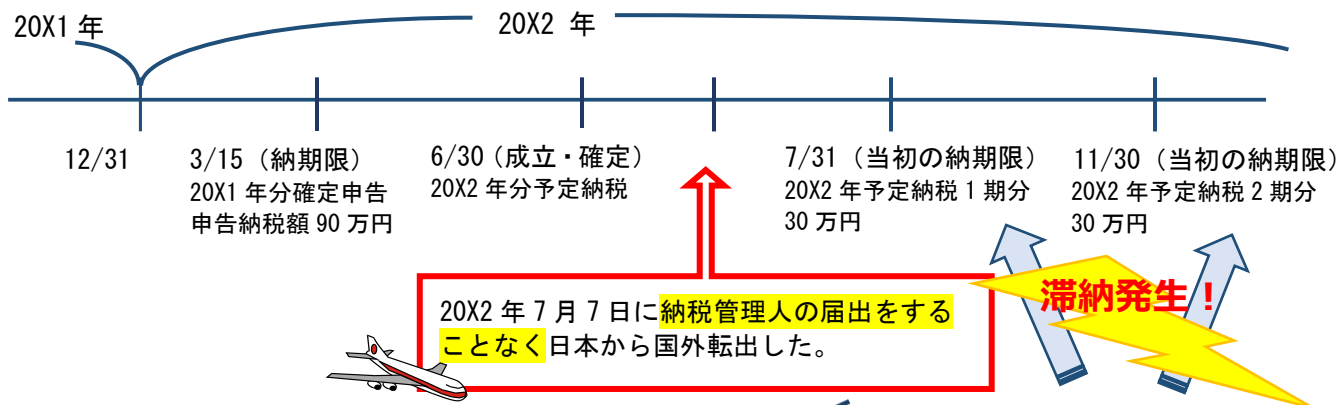
*3 詳しくは裏面（予定納税と国外転出《滞納発生にご注意ください》）をご参照下さい。

*4 医療費控除や住宅ローン控除等の適用を受ける場合などは、確定申告書の提出や納税管理人の届出書の提出が必要となります。

*5 6月30日を経過する時の現況において居住者又は総合課税を受ける非居住者に該当する者の場合、

◎ 予定納税と国外転出 《滞納発生にご注意下さい》

(例：20X1 年分の所得が給与所得のみであった会社員甲（居住者）さんが転職し、納税管理人の届出書を提出することなく A 国に国外転出したが、国外転出時の確定申告の提出及び納税・予定納税分の納税を失念していた。)



国外転出時までに必要な手続

- 確定申告書の提出及び納税
- 予定納税分の納税
(国外転出後に到来する予定納税の納期限は、国外転出時となります。)

国外転出時までに納税管理人の届出書を提出すると、当初の納期限のままです。

POINT

左欄の「国外転出時までに必要な手続」を失念すると、そのまま滞納となります。

国外転出時までに、申告と納税を済ませておくことが大切です。



◎ 年の途中で国外転出した場合の振替納税の利用について

国外転出時までに納税管理人の届出書を提出した場合は、確定申告期限内に申告を行うことで、振替納税を継続して利用することができます。

納税管理人の届出がないと、振替納税が利用できず、滞納が発生することがあります。

➤ 口座引落日（振替日）・振替金額・口座残高を確認してください。

納税管理人の届出書が提出されていても、国外転出前に振替口座の残高を出金してしまい、口座残高不足のため滞納となることがあります。

振替日の前日に、振替口座の残高確認をしてください。

➤ 令和 4 年 1 月 1 日から、納税管理人の届出書が提出されていないときには、納税地を所轄する税務署長又は国税局長は必要に応じて納税管理人の届出書を提出するよう書面で求め、それでも届出書が提出されなかったときには納税管理人を指定することができるように、納税管理人制度が拡充されます。

所得税の申告及び納税についてお分かりにならない点などがありましたら、所轄の税務署にお尋ねください。

国税庁 HP では、所得税の申告及び納税に関する情報を提供しています。【<https://www.nta.go.jp>】

国税の納付手続に関する情報は右の QR コードからご覧ください。

※「QR コード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

